

平成 19 年 8 月 31 日
独立行政法人日本原子力研究開発機構

原子力安全協定に基づく報告に係る点検調査報告(要約)

1. はじめに

平成 19 年 6 月 28 日、茨城県知事より「原子力安全協定に基づく報告に係る調査について（要請）」（原対第 180 号）を受けた。同要請に基づき、原子力安全協定に基づく報告漏れ及び記載事項に係る改ざん等の有無について調査したので報告する。

2. 点検範囲、点検調査対象

2-1 点検範囲及び点検調査項目

原子力安全協定に基づく報告を対象に以下の事項について記録確認、ヒアリング・アンケート調査を実施した。点検範囲は原則として平成 18 年度までの記録の保存期間（なお、事故・故障に関しては、施設の運転開始時からを対象）とした。

- (1) 事故・故障等に係る未報告及び報告手続きの不備
- (2) 報告に係るデータ改ざんの有無

2-2 点検調査対象

- (1) 原子力科学研究所
- (2) 核燃料サイクル工学研究所
- (3) 大洗研究開発センター
- (4) 那珂核融合研究所

原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係るすべての施設を対象（火災に関しては一般施設を含む。）とした。

また、過去に核燃料物質及び放射性同位元素等を取り扱った施設も対象とした。

3. 点検調査結果

原子力機構で所掌している原子力施設等について本部に安全確認調査・対策本部を設置するとともに各拠点に点検調査委員会を設置し、原子力安全協定に関する報告漏れ及び記載事項に係る改ざん等の有無について点検調査を行った。また、外部委員で構成される「有識者委員会」を設置し、幅広いご助言を得つつ、調査を実施した。

点検調査の結果、①事故・故障等に係る未報告事例については全体で 9 件 ②報告手続きの不備については全体で 1 件であった。なお、報告に係るデータ改ざんは確認されなかった。

このほか、事故・故障等には該当しないものの、関係機関へ連絡すべきであったと考えられる事例が全体で 10 件あった。また、報告の不実記載が 1 件確認された。

各拠点でのそれぞれの結果を以下に示す。

表. 各拠点における点検結果

拠点名	事故・故障等 に係る未報告	報告手続き の不備	報告に係る データ改ざん	その他
原子力科学 研究所	7 件	1 件	0 件	連絡すべき事例：5 件 報告の不実記載：1 件
核燃料サイクル 工学研究所	0 件	0 件	0 件	連絡すべき事例：3 件
大洗研究開発 センター	1 件	0 件	0 件	連絡すべき事例：2 件
那珂核融合 研究所	1 件	0 件	0 件	
合 計	9 件	1 件	0 件	連絡すべき事例：10 件 報告の不実記載：1 件

以 上